



吉野川歴史探訪 旧吉野川 その2



～ 宮川内谷川 改修のはじまり ～

新年明けましておめでとうございます。別宮川三郎です。今年もよろしくお願ひします。

さて、今回は、かつての吉野川本川である「旧吉野川」の三ツ合堰など紹介しましたが、今回は、旧吉野川最大の支川である宮川内谷川みやこうちだにがわを探訪したいと思います。現在、宮川内谷川は堤防やダム等の整備が一定程度進んでいますが、先人達が、その改修に相当苦勞した河川の一つです。改修までにどのような出来事があったのか、上板町史、吉野川（毎日新聞社編）、吉野川百年史などから足跡を辿りましょう。

1. 宮川内谷川は、旧吉野川最大の支川

宮川内谷川は、阿波市の阿讃県境に源を発し、山地を離れて平地に出る付近で段丘の影響を強く受け、東へ向きを変え、阿波市、上板町、板野町を屈曲しながら貫流し、途中支流高尾川、泉谷川、大山谷川を集め、板野町大寺高木で旧吉野川に合流する流路延長19.0km、流域面積75.7km²の旧吉野川水系最大の支川です。支川といっても、洪水時は吉野川からの水を第十樋門で遮断するので、宮川内谷川からの洪水が支配的で、洪水時の本川といっても過言ではありません。

宮川内谷川では、昭和50年代半ばまでに、河川改修が一定程度進捗するとともに、昭和14年に灌漑専用の相坂ダム（御所池）、昭和39年には多目的ダムである宮川内ダムが完成し治水や利水の安全度が飛躍的に向上しています。

しかし、私たちが見る宮川内谷川は、今から約130年余り前の明治20年代に、洪水や水害に苦しむ宮川内谷川周辺の地域住民達が改修に向けて、嘆願を始め、紆余曲折の末、今の姿になりました。



図1 宮川内谷川位置図



写真1 旧吉野川合流地点



写真2 上板町七條・西分で
屈曲する宮川内谷川



写真3 みやがわうち
宮川内ダム

2. 水との戦いの歴史 宮川内谷川筋は洪水常襲地帯

上板地方は、南に「四国三郎」の異名をとる暴れ川の吉野川を抱えるとともに、未改修の宮川内谷川が屈曲しながら貫流する水害常襲地帯であり、この地域住民の歴史は、水との戦いの歴史そのものだったと言えるでしょう。

阿讃山地から流れ出る川は、ほとんどがそうであるように、宮川内谷川も天井川であり、川幅は、下流にしたがって狭い、「逆性的奇形河川」と呼ばれていました。

改修前の川幅は、山地を離れて平野に出る付近は約230m、下流の狭いところでは僅か4~5mに過ぎず、極度に屈曲し、一見、小悪水路の形状をしていました。これを見た人は、これが宮川内谷川の本流なのか疑ったそうです。また、松島村下流（現在の上板町七條から下流）は無堤防で、上流の堤防も脆弱でした。

さらに、明治の頃の山は、切畑、木材燃料としての乱伐で荒れており、山腹崩壊に起因した土砂流出によって、年々川底が高くなり、水害を甚大にする先天的要因を有していました。

このため、大雨の度に堤防が決壊するなど氾濫し、丹精こめた田畑は一夜にして、泥海となり、家屋は浸水し人命の危険もしばしば発生していました。また、洪水後の復旧が大変で、住民が負担しなければならない経費と労力は莫大なものでした。沿岸住民は貧乏になるばかりで、先祖伝来の土地を捨て北海道へ移住した者は30~40家族にのぼると言われています。

地域住民は、宮川内谷川の水害は半ば宿命的なものと諦めながらも、「どうか堤防を築いて欲しい」と抜本的な河川改修工事への切なる願いを抱き続けたのでした。

図2 改修前（明治30年頃）の宮川内谷川



写真4 改修前の宮川内谷川
(板野町矢武と上板町椎本の境)



3. 改修までのあゆみ 頓挫する計画

(1) 改修に向けた運動のはじまり

宮川内谷川沿岸民の治水の努力は、明治 10 年前後から始まったと言われ、この頃、南に位置する吉野川では、覚^{かくえん}円^{おおぎゆう}堤、大牛堤などの連続堤防が整備された時期でした。

しかし、住民の願いもむなしく、測量や知事の現状視察などは行われますが、改修計画ができかけると、いつしか関係住民の対立により、計画は繰り返し頓挫したのでした。

その歩みを上板町史で振り返れば、明治 22 年に板野郡長は地域住民の嘆願により、改修工事を実施すべく一条^{いちじょう}村付近の測量を行いました。が、事業費の問題から工事着手には至りませんでした。

以降、宮川内谷川の改修に向け、写真 5 の宮川内谷川の改修計画変遷概略イメージ図に示す計画が立案されますが、地域の利害関係が対立したことや、改修工事費の費用負担などから、長らく着手することができませんでした。

(2) 松島村の水害防止策と「明治 31 年改修計画」

明治 29 年には、松島村の野田、須見の両氏は、「松島村の水害防止策について」と題して、荒廃した山からの土砂流出による河床上昇を抑制するため、砂防工事を行わなければならないことや、川に溜まった土砂を取り除き堤防を高くすることなどが必要であると松島村議会議長へ献議書を提出しました。

そして、さらに 2 年後の明治 31 年には、松島村内「関係地元有志会」を結成し、松島村七條六道寺から高志^{たかし}村高瀬^{たかせ}へ新川を設ける計画を立案し、その実施について協議しましたが排水先である高瀬地区住民の猛反対を受け、この計画は頓挫しました。

(写真 5 ①明治 31 年計画参照)

(3) 大正元年 9 月洪水と「大正 8 年改修計画」

大正元年 9 月洪水は、徳島県内に記録的な被害を生じさせました。宮川内谷川も同様に松島村では、堤防 14 箇所（総延長約 780m）が決壊し洪水氾濫により、尊い命が失われるとともに、家屋の流出・倒壊、浸水が多数発生し、田畑の流出埋没約 14ha、浸水約 200ha に達するなど壊滅的な水害になりました。

このため、改修に向けた機運が一層高まり、周辺関係村は「上板治水同盟会」を組織して、改修事業に対する促進運動を強めることとしました。

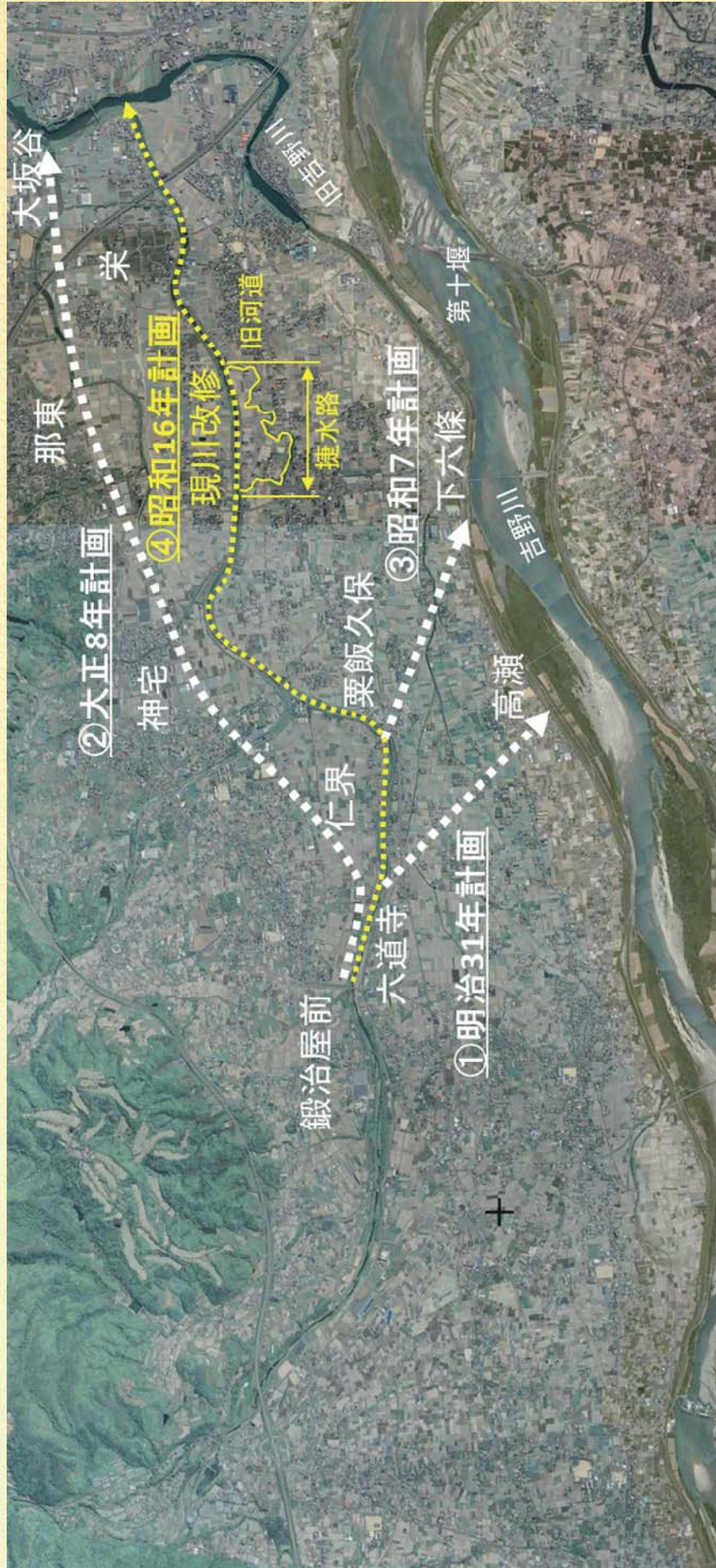
そして、ようやく、大正 8 年 9 月に県の「宮川内谷川改修計画案」が発表されました。その計画案の概要は、松島村鍛治屋前^{かじや}から七條字仁界^{にかい}を経て、神宅^{かみやけ}、那東^{なとう}の低地部を横断し、栄^{さかえ}村に出て犬伏谷川を合流し大坂谷川吐出に達する 10km におよぶ新川改修工事（工事費約 228 万円）でしたが、この計画案も低地部住民の反対を受け頓挫し実施には至りませんでした。（写真 5 ②大正 8 年計画参照）

(4) 国の治水計画と「昭和 7 年改修計画」

①国による河川改修の変遷 大河川優先、中小河川は劣後

明治から大正にかけての国による河川改修は、舟運路確保のための低水工事に始まり、明治 29 年の河川法制定を経て、堤防の整備など高水工事を行いました。が、その実施河川は、明治 43 年の臨時治水調査会による第 1 次治水計画【第 1 期（明治 44 年度以降 18 ケ年計画）】に位置づけられた吉野川、淀川、筑後川、利根川などの全国 20 大河川に限定されていました。

写真5 宮川内谷川の改修計画変遷概略イメージ図



その後、大正 10 年に臨時治水調査会による第 2 次治水計画（大正 11 年以降 20 年以内）により実施河川が追加されましたが、四国では、那賀川（徳島）、土器川（香川）、肱川（愛媛県）、渡川（高知県）、仁淀川（高知県）の大きな河川が選ばれましたが、宮川内谷川のような中小河川が選ばれることはありませんでした。

したがって、明治から大正にかけての中小河川改修は、国の助成が得られないので地方費のみで実施する必要がありました。しかし、明治末期から昭和初期にかけて、吉野川第一期改修を実施しており、徳島県や市町村では莫大な地方負担金の支払いを求められていました。このため、宮川内谷川のように激甚な水害が頻発し、河川改修の緊急性が極めて高いことが明白だったとしても、財政的な負担により、河川改修を進められなかったと考えられます。

②中小河川改修への国の助成のはじまり

これまで探訪したように、大正時代まで国は、大河川に対する直轄工事を中心に河川行政を行い、中小河川については府県に任せていました。しかし、府県では莫大な治水事業費の負担に耐えきれず、中小河川の荒廃は地方産業の発展や直轄工事の河川改修効果にも影響を及ぼすことから、中小河川改修に対する国庫補助制度実現の要請が強まっていました。また、河川行政を巡る内務省と農林省の所轄争い（詳細は省きますが、いつか探訪しましょう）から、中小河川に対する補助制度を確立する必要が生じ、昭和 5 年度に新たに河川改修費補助の制度を設けて、中小河川の改修工事に対して 2 分の 1 の国庫補助を行ったのでした。

また、昭和 8 年の第 3 次治水計画（土木会議）において、緊急的な改修が必要な全国の中小河川に対する国庫補助が決議されました。この決議を踏まえ、宮川内谷川の河川改修は、昭和 9 年度以降の新規中小河川改修としての助成が承認されたのでした。

【参考：第三次治水計画二関スル件（三、中小河川改修計画の部分を抜粋）】

3. 中小河川改修計画

全国各府県の中小河川は荒廃しているところが多く、その災害損失額は、大河川の損失額に匹敵することがある。この改修工事を府県単独で実施することは困難であるため、昭和 5 年度以降、国による助成を認め、105 河川で助成を行っているが、97 河川が完成していないので、この河川の補助を継続するとともに、緊急的な改修が必要な河川に対しても助成することとして、これらの改修に必要な工事費 246,486 千円に対して、今後 15 年以内限定して、2 分の 1 の国庫補助を行い、中小河川改修を助成する。（筆者 現代語訳）

③昭和 7 年、宮川内谷川の改修計画公表

政府の第 3 次治水計画の中小河川改修計画に基づき、昭和 7 年に公表された改修計画は、宮川内谷川を七條栗飯久保から高志村下六條の水門に向かって、一直線に新川を設け、吉野川へ排水（現在の六条大橋上流）する計画でした。また、工事費は 120 万円でそのうち、2 分の 1 を国、残り 2 分の 1 を県と地元で折半して負担するという案でした。

（写真 5 ③昭和 7 年計画、写真 6 参照）

地元民の多年の宿願によりやく光がさし歓喜しましたが、新川の排水先である、高志村出身の県議が「大正 8 年」の計画に対して、工事費が半分くらいであることに疑問をもって設計の内容を調べたところ、この計画によれば、高志村の中央に新しい川筋ができることが判明して、高志村住民は、将来宮川内谷川の難物を一手に引き受けなければならないことになるため、一大事とばかり猛反対の運動を起こしました。

その後、高志村長および出身県議は、県に対して政府の改修計画に反対の陳情を行いました。また、水害の中心地である松島村、大山村の促進派も国会議員を頼り呉越同舟で上京しました。東京では衆議院議長が調停しましたが、反対派は主張を曲げなかったそうです。そして、ついに両派はそれぞれの考えを内務省に陳情しましたが、内務省の係官は「反対のある県の改修工事をしないで、待っているところはたくさんある。」と怒り、ようやく承認された予算を返上することになったそうです。

水害地にとって、明治以降の宿願の改修事業は、いよいよ着工と思われましたが、排水先の高志村民の猛反対のため、政府のこの工事計画は見送られることになりました。

写真6 昭和7年公表計画の新川イメージ



今回は、宮川内谷川改修に至るまでの計画変遷概要について探訪しました。どこかを良くすれば、どこかに影響が及び、まさに治水の懸案です。計画を立案しては不利益を被る者に反対され頓挫を繰り返しています。苦勞の末に承認された国の予算を返上しても計画に反対せざるを得ない水害リスクが高まる住民の思いは、どうしても譲れない一線であり、吉野川や宮川内谷川の水害が如何にすさまじかったかを想像させます。

宮川内谷川の改修は、難産の末、昭和 16 年から始まりますが、その話は、次回探訪しましょう。

